

# 諮 問

大山町教育審議会

地域に根ざした大山町教育の推進を図るため意見を求めたいので、大山町教育審議会条例第3条の規定により、下記の事項について諮問します。

平成19年1月12日

大山町教育委員会

委員長 小原 康 正

## 記

- 1 大山町のこれからの幼児教育のあり方について【幼児教育】
  - (1) 地域ぐるみで行う乳幼児期から児童期までの子育てのあり方について
  - (2) これからの保育所のあり方について
  
- 2 大山町のこれからの学校教育のあり方について【学校教育】
  - (1) 児童・生徒が減少する中での活力ある学校教育のあり方について
  - (2) これからの中学校のあり方について
  
- 3 大山町のこれからの社会教育のあり方について【社会教育】
  - (1) 地域社会を基盤にした社会教育の振興策について
  - (2) これからの公民館活動のあり方について